

燕市総合評価方式試行要領の運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、燕市総合評価方式試行要領（以下「試行要領」という。）に定めるもののほか、燕市が発注する建設工事における総合評価方式の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(工事の選定の目安)

第2条 総合評価方式による工事は、試行要領第5条第1項の基準と併せ、土木一式工事あるいは建築一式工事の場合は、特別簡易型、簡易型及び標準型について、それぞれ次の工事金額（設計額）の範囲を目安に選定するものとする。

- (1) 特別簡易型 概ね5,000千円以上の工事
- (2) 簡易型 概ね20,000千円以上の工事
- (3) 標準型 概ね100,000千円以上の工事

(評価項目、評価基準及び加算点)

第3条 評価項目及び評価基準については、特別簡易型、簡易型及び標準型を適用する工事について、それぞれ次によるものとする。

- (1) 特別簡易型を適用する工事
別表1の評価項目及び評価基準を標準とするものとする。
- (2) 簡易型を適用する工事
別表2の評価項目及び評価基準を標準とするものとする。
- (3) 標準型を適用する工事
別表3の評価項目及び評価基準を標準とするものとする。

2 前項の評価項目及び評価基準に基づいて算定した点数（以下「評点」という。）の合計を加算点とするものとする。

3 加算点の上限は、特別簡易型は27点、簡易型は32点、標準型は40点を標準とするものとする。

4 市長は、加算点の上限、評価項目及び評価基準について、工事の種類、入札参加要件、地域特性、工事の難易度や重要度等に応じて変更できるものとする。

(技術資料及び技術提案の提出様式)

第4条 入札参加希望者又は指名業者（以下「入札参加希望者等」という。）に提出を求める技術資料及び技術提案書の様式は、次によるものとする。

- (1) 技術資料
 - ア 「企業の技術力、地域性確認資料」 第1-1号様式、第1-2号様式
 - イ 「配置予定技術者の能力確認資料」 第2号様式
 - ウ 「簡易な施工計画」 第3-1号様式、第3-2号様式

(2) 技術提案書 第4号様式

2 特別簡易型、簡易型及び標準型について、それぞれ次の様式（前項に定める様式）の提出を入札参加希望者等に求めるものとする。

- (1) 特別簡易型 第1-1号様式又は第1-2号様式、第2号様式

(2) 簡易型 第1-1号様式、第2号様式、第3-1号様式又は第3-2号様式

(3) 標準型 第1-1号様式、第2号様式、第4号様式

(技術資料及び技術提案書の評価方法)

第5条 簡易な施工計画及び技術提案書の評価者は、原則として、都市整備部所管の工事においては部長、担当課長と、担当課の参事、課長補佐又は担当係長のうちの1者の計3者で行い、それ以外の所管の工事においてはその都度協議の上決定するものとする。

2 簡易な施工計画及び技術提案書の評価については、評価者3者が入札参加希望者等名を伏せてそれぞれ個別に行い、3者の評価の平均をもって評点を算定(小数点以下第3位四捨五入2位止)するものとする。

3 前項以外の評価については、管財課長が行い、各評価項目の評点を算定(小数点以下第3位四捨五入2位止)するものとする。なお、評価の確認資料提出の求めは、入札後に落札候補者のみ行う。

4 配置予定技術者が複数の場合、配置予定技術者に係る評点は、最も低い評価となる者の評点をもってあてるものとする。

(落札者決定の際の評価値)

第6条 標準点(100点)に加算点を加えた技術評価点を入札金額で除す除算方式により得られた値を評価値とするが、落札者決定の際には、便宜上、評価値に定数(1億又は10億)を乗じた値(小数点以下第4位四捨五入3位止)を評価値として取り扱うものとする。

落札者決定の際の評価値 = 技術評価点 / 入札金額 × 定数

= (標準点 + 加算点) / 入札金額 × 定数

定数：予定価格(税抜)100,000千円未満の場合は、1億

定数：予定価格(税抜)100,000千円以上の場合は、10億

(評価経過等の記録様式)

第7条 評価の経過等は、次の様式により明らかにしておくものとする。

(1) 「総合評価方式に関する評価調書」 第5号様式

(技術提案等に係る設計変更)

第8条 簡易型の簡易な施工計画、標準型における技術提案の記載内容に基づく設計変更は、原則として行わないものとする。

(技術提案等の履行確認方法)

第9条 配置予定技術者、簡易な施工計画及び技術提案の内容の履行確認は、監督員が日々の現場監督業務等の中で行うものとする。

2 前項の確認において、不履行を確認した場合は、速やかに当該工事の評価者に報告を行うものとする。

3 前項の報告を受けた評価者は、速やかに現場の確認を行い、処理方針の検討を行うものとする。

(工事成績評定の減点)

第10条 配置予定技術者、地域調達、簡易な施工計画及び技術提案について、提出された技術資料及び技術提案の内容が履行できない場合の措置は、それぞれ次により算定し行うものとする。

(1) 配置予定技術者

配置予定技術者が配置できなかった場合の措置は、燕市建設工事成績評定実施要領の
考査項目「法令遵守等」の文書注意相当 8 点の工事成績評定点の減点を行う。ただし、
真にやむを得ない場合等により、配置予定技術者の評価と同等以上の技術者を配置した
場合は、減点を行わない。

(2) 地域調達

地域調達が、請負者の責により履行できなかった場合の措置は、燕市建設工事成績評
定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当 8 点の工事成績評定点の減点を行
う。

(3) 簡易な施工計画

簡易型にあつては、簡易な施工計画に記載された内容が、請負者の責により履行でき
なかった場合は、これに係る評点を 0 点として加算点の再計算を行い、落札時の加算点
との差に応じた工事成績評定点の減点を行う。

$$\text{減点値} = 8 \text{ 点} \times (\alpha - \beta) / \alpha \text{ (小数点以下第 1 位四捨五入整数止)}$$

α : 当初の加算点 (点)

β : 達成度合いに応じて再計算した加算点 (点)

※ 8 点 : 燕市建設工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意
相当

(4) 技術提案

標準型にあつては、技術提案が請負者の責により履行できなかった場合で、再度の施
工が困難あるいは合理的ではない場合は、工事成績を減ずる措置を行い、併せて違約金
の請求を行うものとする。この場合、損害賠償の請求を妨げないものとする。

ア 工事成績評定の減点

技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、
落札時の加算点との差に応じた工事成績評定点の減点を行う。

$$\text{減点値} = 8 \text{ 点} \times (\alpha - \beta) / \alpha \text{ (小数点以下第 1 位四捨五入整数止)}$$

α : 当初の加算点 (点)

β : 達成度合いに応じて再計算した加算点 (点)

※ 8 点 : 燕市建設工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意
相当

イ 違約金の請求

技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、
落札時の加算点との差に応じた金額を違約金として請求するものとする。

$$C' = \{1 - (100 + \beta) / (100 + \alpha)\} \times C \text{ (小数点以下切り捨て整数止)}$$

C : 当初の契約金額 (円)

C' : 達成度合いに応じた違約金 (円)

α : 当初の加算点 (点)

β : 達成度合いに応じて再計算した加算点 (点)

附 則

この運用基準は、平成19年11月1日から施行する。(平成19年10月29日制定)

附 則

この運用基準は、平成20年7月1日から施行する。(平成20年6月30日改正)

附 則

この運用基準は、平成21年5月1日から施行する。(平成21年5月1日改正)

附 則

この運用基準は、平成22年6月30日から施行する。(平成22年6月30日改正)

附 則

この運用基準は、平成23年6月1日から施行する。(平成23年6月1日改正)

附 則

この運用基準は、平成24年5月31日から施行する。(平成24年5月31日改正)

附 則

この運用基準は、平成25年6月17日から施行する。(平成25年6月17日改正)

附 則

この運用基準は、平成26年6月16日から施行する。(平成26年6月16日改正)

附 則

この運用基準は、平成28年4月1日から施行する。(平成28年4月1日改正)

附 則

この運用基準は、令和8年4月1日から施行する。(令和8年4月1日改正)